

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成 17 年 8 月 3 日（水）午後 2 時 00 分から 3 時 30 分

2 場 所 福島県建設技術センター6階 研修室

3 出席者

福島県環境影響評価審査会 7 名

県 4 名

傍聴者 3 名

4 議 事

いわき大王製紙株式会社から提出のあった「いわき大王製紙 4 号バイオマスボイラー建設事業に係る環境影響評価方法書」について、資料 1～5 に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

（委員） 事業内容の修正により、石炭に代えカットタイヤを燃料として使用（重量比にして 4%程度）するということだが、方法書に記載されている排出諸元と今回示された排出諸元は変わっていない。変化があると思われるがいかがか。

（事務局） 排出ガスの排出諸元は、出口側で規制値に適合するよう設定されるものと考えられるが、その根拠として知事意見案 3(1)で求めているように燃料中の微量物質、燃料の品質管理方法などが明らかにされる必要がある。現段階で石炭とカットタイヤの差を議論するのは困難であるが、準備書の中でこれらを明らかにした上で、排出諸元が設定されるよう事業者に求めたい。

（委員） 燃料変更についての説明があったが石炭を RPF やカットタイヤにしても排出ガスの濃度は当初の計画の範囲に収まるのか。

（事務局） 排出ガスの濃度については、ただいま説明させていただいたとおりであるが、石炭の中には微量の重金属が含まれており、タイヤのワイヤーの中にはスチールなど金属が含まれている。これら燃料中の成分については、準備書の中で評価していただけるよう詳細な記載を事業者に求めたい。

（委員） 変更は経済的な理由によるのか。

（事務局） コスト面の他、再生可能な資源を利用することによる地球温暖化防止に貢献するという目的がある。そのような取り組みを奨励する補助金を活用するためには化石燃料の使用を控える必要があり、サーマルリサイクルの視点も含めた総合的な判断により変更が行われたものと考ええる。

（委員） 方法書が提出された段階から重要な変更が行われたが、方法書の審査に加え、新しく出てきた内容についての審査も必要になるのか。

（事務局） 手続きとしては、環境影響評価条例に基づき事業者から事業内容の修正通知があった。その内容について審査会各委員、庁内グループに周知するとともにいわき市を含め、事業内容変更に伴う追加意見がないか照会している。本日の資料はこれらを反映させたものとなっている。

（委員） カットタイヤは炭素の数が少ないため、カロリー当たりのCO₂の発生量が石炭に比べ少ないと聞いている。

- (委員) RPF も含め、産業廃棄物を処理することによる品質管理の問題などが懸念される。本来は埋立処分するものを燃焼させることにより排出量そのものが大きくなるおそれはないか。再生エネルギーを利用するという良い側面がある一方、タイヤやプラスチックを処理することによるダイオキシン類の発生など物質的な要素も心配される。環境中に出てくるものをきちんと評価しなければならないと考える。
- (事務局) 循環型社会形成推進基本法の中ではリデュース、リユース、リサイクル(マテリアル)の次にサーマルリサイクルが位置付けられており、産業界全体がそのような方向に行くと考えられる。適正に処理することを前提に熱回収することがエネルギーの有効活用になるという判断があるものと考えられる。
- (委員) エネルギーの有効利用と排出ガス対策の両面をきちんと考えていかなければならない。
- (委員) 「動物」、「植物」、「生態系」が盛り込まれたのは評価できる。しかし、調査を行うのであれば、特に鳥類については、夏季及び繁殖期に加え、冬季の調査も行うべきではないか。知事意見案 3(7)はそのような内容を含んでいるのか。
- (事務局) 知事意見案 3(7)は事業者の見解を踏まえたものである。「生息・生育の状況が適切に把握されるよう期間及び時期を選定すること。」としているが、通年の調査など季節的な変化が把握できるような調査までは求めてはいない。調査時期については、資料3 p2にあるように騒音等による間接的な影響を想定し、鳥類に対しては、繁殖期(巣外育雛期)及び夏季に調査時期を設定している。その他の生物についても活動時期に当たることから夏季に調査時期を設定している。陸水生物については、下流の放流先水路周辺で調査が行われるが、生息している鳥類(注目種としてチュウサギ)への影響を捉えるという観点で、餌動物である昆虫類、アメリカザリガニ、カエル類の状況を調査することとしている。魚類についても、「福島県の淡水魚」などの文献も活用するとし、夏季に現地調査を行う計画である。素案 3(7)を具体的な調査時期にまで踏み込んだ内容とするかについて御検討いただきたい。
- (事務局) 事業者としては各意見を反映させて、良いアセスメントを行おうとしている。準備書の作成や事後調査を行っていく過程で調査を加えるなど、最終的に良い評価書ができるよう事業者は今ほどの御意見があったことを伝えることとし、知事意見案については、このような内容としたいが。
- (委員) 原案にて了解した。
- (事務局) 夏井川河口ではコアジサシが飛来し、北限に近いことから県立自然公園条例によりこの地域を5~8月の期間立入禁止にした。しかしコアジサシが鮫川のこのあたりまで飛来するという情報は得られていない。
- (委員) ボイラーは年350日稼働するということだが、稼働率が相当高いのではないか。
- (事務局) 点検日以外は、三交代で24時間稼働させるものと考えられる。資料1 p4 図2.2-2にある既存施設のうち、1号焼却炉は4号ボイラー稼働に伴い休止する。2号ボイラーは1号ボイラー、3号ボイラーのバック

アップ用として、現在稼働しているが、4号ボイラー稼働後の既存施設の運転形態については今後明らかにさせていきたい。

- (委員) 1～4号ボイラーを合わせるとこれまでの倍以上の排出ガス量になる。4号ボイラーが稼働すれば、1号、3号は休止できるのか。
- (事務局) 工場の今後の生産計画を踏まえて4号ボイラーが計画されているため、単純にリプレースが可能とは考えられないが、3号ボイラーのみ運転させるなどの選択肢は考えられる。
- (委員) そのような内容は方法書には記載されていないか。
- (事務局) アセス書の中では確認できないため、知事意見案1(2)で、ボイラー新設に伴う既存施設の配置及び稼働計画を明らかにするよう求めている。
- (委員) チップやRPFなどを燃料として購入するということだが、実際は廃棄物として取引されるのではないか。
- (事務局) カットされたチップなので、燃料として取引されるものである。RPFも同様であり、ユーザーの要求に応じ、プラスチックと紙の比率を変えることにより単位量あたりの熱量が調整されているようである。
- (委員) RPFも供給不足気味であり、稼働する頃には燃料の種類が変わることもあり得るのではないか。
- (事務局) 容器包装リサイクル法の中で、その他のプラスチックごみとして収集されている物がRPFの原料として利用されているのではないかと考えられる。様々なプラスチックごみが混入しているとマテリアルリサイクルは困難であり、そのため、現段階では熱回収に利用されている。しかし、ペットボトルのふたがPE(ポリエチレン)になったように、経済界全体で少しずつごみとならないような物作りが進められている。
- (委員) 木質チップでは過去に問題があったようだが。
- (事務局) 木質チップに使用された防腐剤の成分が排水に移行した例があった。これは、燃焼管理や品質管理に関わる問題であり、汚泥等の燃料に対して処理施設が対応可能なのかについては、知事意見案でも述べているように事業者明らかにするよう求めていきたい。
- (委員) 資料4 p16 「低周波音」の追加を求める意見に対する事業者見解の中で、「既設の工場棟が2棟立地しており、大きな回折効果が見込まれることから周辺地域に与える影響はない」とあるが、回折というのは音が隙間から拡散していくことであるから、むしろ「遮へい」又は「屈折」の方が適切ではないか。
- (事務局) 低周波の場合、回折効果はあまり期待できない。「建物による遮音効果がある」という表現が適切と考える。
- (議長) それでは、先ほど示していただいた事務局案を審査会の意見としてよろしいか。
- (各委員) 異議なし。

以上。